

政令第二百九十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。ただし、法第二条中障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条、第十九条第三項、第二十八条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条第一項の改正規定並びに同法附則第一条第三号、第十八条第二項、第三十九条、第五十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十五条第二項の改正規定、法第四条中児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十六条第一項第二号、第六十三条の三の二第一項ただし書及び第六十三条の四

の改正規定並びに法第六条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）  
第四十九条第一項の改正規定（「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める部分に限る。）並びに法  
附則第四十条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十二条、  
第六十四条、第六十七条及び第七十条の規定の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

## 理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。